

港区児童相談所長 様

港区児童相談所の第三者評価

報告書

(令和6年度2月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で港区児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2024年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

57項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
目次.....	3
総評	
総評.....	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	8
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	10
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	12
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	14
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	16
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	17
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	18

総評

(2024年11月13日(水)~14日(木) 実地調査実施分)

総評

【優れている点】

- 基礎自治体が児童相談所(以下、「児相」)を作る意義を見出せるモデル自治体になりうる実践を行っています。港区の人口規模は約 26 万人ですが、児童福祉司(以下、「福祉司」)が 32 名、児童心理司(以下、「心理司」)が 16 名、一時保護所職員は 23 名と人口規模を上回る職員体制を整えており、各ケースに対するきめ細やかな対応が実現されています。
- 港区児相の強みとして、上記の通り人材が豊富なことに加え、週 1 回の運営会議や実務での課題会議が行われています。階層ごとに現場の課題や改善策が議論されているため、組織内の風通しはよく、所のチームワークが保たれています。
- 研修制度を充実させ、職員の専門性向上に意欲的に取り組んでいる点は高く評価できます。職員一人ひとりの専門性が向上することで児相業務の質を高めています。
- 先述の通り、法定人数を上回る職員が配置されており、研修制度が充実していることから、職員にとって働きやすい職場環境となっており、専門性の高い人材が定着していることも港区児相の強みと言えます。また、専門性が高い職員が定着していることで支援内容の幅も広く、特に心理的支援については専門的なプログラムが導入されているなど、他の児相と比較しても優れています。
- データ管理の改善が進み、外出先からのタブレット入力も導入されています。加えて職員のスキルの向上、職員に過度に負担をかけないように配慮したシステムになっています。
- 援助方針会議において、一時保護所の職員から直接行動観察が報告され、多角的な視点での情報共有が意識されています。
- 一時保護所と連携して保護された子どもが原籍校に通学できるように通学支援に力を入れており、一時保護所入所中に通学を希望する子どものほとんどが通学できているとのことでした。有償ボランティアを利用することで子どもの通学機会が拡大し、かつ職員の負担軽減の工夫がされているという点で全国のモデルになると言えます。
- 港区児相は子ども家庭支援センターと同じ建物内にあり、両者の連携が円滑な点が一番の特徴です。それぞれが情報を得たケースは、毎日 2 回開かれるスクリーニング会議と受理会議でどちらが担当するかを決定するため、ケースに合わせた支援が保障されています。
- 新規ケースについて担当を話し合って決定することに始まる子ども家庭支援センターとの連携、虐待の予防改善のための支援プログラムによる在宅支援、また現在は実施されていないとのことでしたが、被害確認面接と系統的全身診察を併せて実施することができるようにしており、先進的な取り組みがなされていました。

【今後の取り組みに向けた課題】

○保健所が別の場所にあり、また保健システムと児童相談システムが別のため、情報の共有や役割分担に課題があるようです。

○港区児相は 2021 年に開設された新しい児相で、職員は設置に合わせて関東圏内を中心に各児相から経験者が集まり、3 年かけて職員同士の意思の疎通や対応法方法の統一などに努め、ようやく組織としての体制が整った段階とお見受けしました。今後は研修やマニュアル等の整理を通して、継続的な質の向上を図られていることを期待します。

取り組み主体	課題、取り組むべき事項、具体的な取り組み内容の提案 等
職員	○児相設置から 3 年が経ち、マニュアルの整備も進めていただけていますが、未整備な部分もありますので、児相として統一した対応をしていただくためにも引き続きの整備が必要です。
児童相談所	○各自治体の児相で勤務していた職員が多い新しい組織であるため、各スーパーバイザー(以下、「SV」)により指示内容等にずれが生じることもあり、戸惑いを感じる職員もいるようです。組織としての凝集性はこれから熟成される段階だと思われませんが、引き続きマニュアルを整備する等、俯瞰的にブラッシュアップされることが期待されます。 ○現在使用している都区共通の子どもの権利ノート(以下、「権利ノート」)は、アップデートが必要です。今後、権利ノートの改訂に着手することですので、他の自治体を参考に権利ノートを改訂するとともに、新たに一時保護所の権利ノートを作成することもご検討ください。 ○次年度から始まる一時保護の司法審査によって、全体の業務量の増加が見込まれるので、現在の支援の質を担保する上でも、想定される業務量を可視化し、業務分担を含め引き続きの体制整備に努めていただきたいと思います。
設置自治体	○現在の人員と研修体制を維持できるよう研修費用の確保を継続し、さらにより良い組織体制を模索していただきたいと思います。 ○移動手段については、公共交通機関の利用やタクシー移動に頼らざるを得ない面があります。定期的に遠方の施設等へ訪問するためにも港区が所有している公用車の柔軟な利用など、移動効率の改善を期待します。 ○今年度から子どもの意見聴取等措置が児相に課せられています。援助方針会議では子どもの意向は報告されていますが、援助方針会議資料に子どもの意向が明記されるようなシステムに変更されることが望ましいです。 ○母子との協働を重視する保健所と子どもの安全を最優先する児相では、時に支援方法で齟齬が生じる場合があります。特別区という同一組織に両者が所属している利点が活かせるように、相互理解が進むように自治体としての取り組むことで、さらに親子への支援が進むと思われれます。

	<p>○職員が着任してから一定の年数が過ぎないと、支援した子ども、家庭の変化が感じられるという成功体験に結びつきにくいです。また、新規開所に合わせて異動してきた職員の異動時期が集中することが懸念されます。今後、児相設置から一定の年数を経て職員異動も活発化すると思われませんが、行政組織としての定期的な異動と所としての経験の蓄積、個々の職員のキャリアパス等を総合的に検討した人事異動への配慮が必要だと考えます。</p> <p>○担当職員を支えるスーパーバイズ機能の充実と MSV も含む階層的な組織体制が安定的に機能するように、SV 級以上の研修等の機会も引き続き確保していただきたいと思います。</p>
<p>国</p>	<p>○港区児相は法定数配置基準を大幅に上回る福祉司が配置されている結果、個別ケースへの対応だけでなく、関係機関からも信頼を得ていました。港区のような行き届いた丁寧な支援を行うためにも、全国的に配置基準見直しや財政的な支援強化が求められます。</p> <p>○港区児相では、保護者が外国人のケースに関する取り組みをヒアリングしました。保護者が外国人のケースでは外国語の文書での対応が必要となる場面が多く、言語や文化的背景を踏まえた支援の体制が不足しています。国としても、多言語でのパンフレットの準備、多言語での通訳体制の確保、翻訳機器等の児相での準備、などの、標準的な対応方法を提示することが求められます。</p> <p>○港区児相は関係機関との密な連携により、比較的優先して子どもを施設に入所させることができます。しかし、空いている施設に子どもを入れざるを得ない現状があり、子どもの特性に合わせて選択ができるよう、社会資源の充実は引き続き検討していただきたいと思います。</p>

第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <p>○すべての職員に「子どもの安全と権利を守ろう」という意識は感じられました。</p> <p>○施設入所措置等についての児相の方針を説明して子どもの意見・意向を確認し、施設入所前に施設見学等を行って、子どもの不安に向き合い、子どもと一緒に検討することで不安を解消する丁寧な支援をされていることがうかがえました。</p> <p>○意見表明等支援について、2021 年からアドボケイト(意見表明等支援員)が子どもの意見を聞く取り組みがなされており、2022 年から一時保護所において週 1 回実施され多くの子どもが意見表明等支援を受けることができます。また、施設入所や里親委託の措置が取られている子どもについてもアドボケイトによる意見表明等支援の制度が実施されています。</p> <p>○一時保護所に入所している子どもについて、希望する場合には登下校について児相職員による付添いまたは有償ボランティアを利用して、場合によっては子どもが単独で原籍校への登校が保障されていました。特別区という管轄地域の狭さもありますが、先駆的な取り組みとして評価します。</p> <p>【今後の取組みに向けた課題】</p> <p>○権利ノートは東京都版を活用しており、子どもの意見聴取等措置(児童福祉法第 33 条の 3 の 3)など 2024 年の児童福祉法改正に併せた改訂が必要です。法改正を踏まえ、子どもの意見表明権の保障とともに、子ども自身が児福審に申し立てることができる点も権利ノートの中に記載していただきたいと思います。また権利保障の前提として、子どもに対して自身が有する権利を知り、理解できるようにという観点等から、より子どもの権利保障を充実させるものとなることを期待します。</p> <p>○一時保護中の子ども向けには「一時保護所のしおり」が策定されているようですが、多くの児相では一時保護所入所児童向けの権利ノートが作成されています。港区児相でも一時保護所の権利ノートの作成を検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>○施設入所や里親委託の措置が取られている子どもについてもアドボケイトによる意見表明等支援の制度が実施されていますが、制度を利用している人数は、一時保護所と比較して少ないことがうかがえます。年度初めに担当児童福祉司または児童心理司から措置児童へアドボケイトについて説明し、「話したくなったら」「話したいことがあれば」、施設の職員から児童相談所へ連絡する流れを伝えているとのことでしたが、子どもからアドボケイトを呼ぶことはハードルが高い場合もあるので、一時保護所のように定期的に施設を訪問する方法等も試行してみたいかがでしょうか。</p>

○意見表明等支援事業について、開始から3年が経過し、アドボケイトの役割や制度のあり方について、制度の再検討がなされているとのことでした。新しい制度であり、どの自治体でも試行錯誤しているところですが、表明された子どもの意見について、兎相としてどのように検討して回答するかについて検討の余地があるように思いました。

○援助方針会議では個々の事例で福祉司等から子どもの意見・意向が報告されていました。しかし上記の2024年度から施行された子どもの意見聴取等措置の義務化への対応として、援助方針会議資料に子どもの意向を明記するようなシステムの変更が必要ではないかと思われます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	A
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <p>○基礎自治体として子育て支援部門の子ども家庭支援センターと虐待対応で法的権限を持つ児相が一体的に運用できていることで、虐待予防を含めた幅広い子育て支援が行われています。</p> <p>○国の基準では人口3万人に一人と定められている福祉司の人数が、港区児相ではおおむね1万人に一人の割合で配置されています。そのため、一人当たりの担当ケース数が約30件に抑えられ、親子への手厚い支援や関係機関との連携が頻繁に行われています。</p> <p>○研修制度が充実しており、各担当職員の業務をチーム内の職員が相互に補完し合う等、研修を受講しやすい働きかけが研修担当から行われ、専門性の向上に努めていました。まず、新任職員には、福祉司の任用前研修だけでなく、児相の基本的な制度や対応について、多岐にわたる研修が実施されていました。次に、新任職員以外の職員に対しても、児童福祉における重要なテーマについて第一線の外部講師による研修が行われていました。さらに、福祉司と心理司のどちらにも学会を含む多くの派遣研修も行われていました。</p> <p>○援助方針会議にはほぼすべての職員が参加されていました。これは職員の研修としても有効であり、また膨大な業務で職務を分断化せざるを得ない現状の中で、個々のケースの全体像や児相の役割を確認するうえでも有効と思われます。</p> <p>○援助方針会議の資料をはじめ、さまざまな情報は児童相談システムに入力されていますが、援助方針会議に参加する際、参加者は自分のパソコンを有線のコネクターに繋いでいます。Wi-Fiにしていないのは万が一の情報漏洩を防ぐためであり、職員にとって多少の手間はかかりますが、情報管理の方法としては評価できます。</p> <p>○タブレットを活用してリアルタイムで児童相談システムへの記録作成ができるようにしています。そのため、外部での会議等でその場でタブレット入力ができ、会議のメモを見ながら事務所でシステムに入力するという手間を省略し、業務の効率化が図られています。</p> <p>○毎週1回、日常的な運営について考える運営会議を開催し、さまざまな課題に取り組む仕組みを設けています。その結果、職員全員が業務や職場環境の改善への意識が高まり、持続可能な組織になるような仕組みとして評価できます。</p> <p>【今後の取組みに向けた課題】</p> <p>○福祉司32人に対してSVは4人、心理司16人に対してSVは2名で、子どもの命と権利を最前線で守っている福祉司や心理司に対するSVの割合は少ないと思われます。SVを係長とする職階が担っている</p>

ため、容易に人数を増やせないのかもしれませんが。ある自治体ではSV補佐という係長でないSVを設けることで係長の負担軽減と職員への支援の手厚さを図っていました。児童相談所運営指針では、「教育・訓練・指導担当児童福祉司(スーパーバイザー)の配置の標準は児童福祉司おおむね5人につき1人とする。」と示されており、まずは運営指針の基準を目指していただきたいと思います。そして、さらに可能であれば職員3人にSV1人の配置が望ましいと考えますので、併せてご検討ください。

○現在のSVは様々な自治体で経験を積んだ職員が集まっているので、価値観や判断に微妙な差があり、職員によっては戸惑いを感じる場面もあったようです。開設から3年かけて港区児相の方針の統一は概ねできたようですが、現在のSVの異動時期を考えると、今後のSV養成が課題だと考えます。SVを養成する際には、経験論に基づくのではなく、システムティックに業務運用が行われることを見据えたキャリアパスやプログラムをご検討ください。

○将来のキャリアパスについて、福祉司は生活保護や本庁等への異動も想定されますが、心理司については自己評価でも不安が見られました。今後の課題ではありますが、子ども家庭支援センターや保健所など様々な職場での心理職の活躍の場の検討が必要だと思います。

○各自自治体での児相勤務経験を持つ専門職を集めて新しい港区児相を作ろうとした期間は終わり、そろそろ安定運行にかかろうとしています。創設時のメンバーは試行錯誤を重ね、様々な手続きやマニュアルが作成されてきました。しかし今後に入ってくるスタッフは、出来上がった手続きやマニュアルに合わせることになります。当初の理想や理念を忘れず日々ブラッシュアップするための努力が期待されます。

○区に児相ができたことで関係機関からの期待は大きいのですが、その役割は十分には理解が進んでいないようです。引き続き、子ども家庭総合支援センターの啓発に努めていただきたいと思います。

○特別区の児相であるため機敏に情報共有ができる体制ですが、さらなる情報管理の整備が必要だと思います。区が持つさまざまな行政情報へのアクセスが可能になっており、アクセスできる範囲や必要性について実務的には適切に行われていました。しかし、組織内の確認が記録として残されていませんでした。システム上で確認できる記載方法を検討するなど、情報管理が組織的に行われる必要があります。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	S
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	S
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <p>○毎日 2 回のスクリーニング会議で児相と子どもと妊産婦の支援拠点である子ども家庭支援センターのどちらが対応するか、担当を決めます。特に警察からの面前 DV や近隣からの泣き声通報は子ども家庭支援センターが対応することで、児相の負担軽減が図られていました。この役割分担ができるのも特別区で児相を持つメリットです。</p> <p>○相談件数の 7 割が虐待相談であり、障害、非行、育成などの各種相談に応じる関係機関との役割分担が進んでいるようです。</p> <p>○対応している子どもごとに、担当している福祉司、心理司、一時保護所職員それぞれの SV が児童相談システム内でグループチャットを作り、相互の情報共有を図っています。一時保護所との情報共有は課題になることが全国的にも多いのですが、個人情報に留意しつつ、チャットで子どもの様々な情報をリアルタイムで共有し、迅速な支援につなげている点は評価できます。</p> <p>○できるだけ親子を分離しないように家族支援に力を入れ、一時保護やショートステイを積極的に活用していました。場合によっては週 1 回の通所面接が行われていました。一時保護所や福祉司等に余裕があるからできることではありますが、「できるだけ家族支援をすることで分離を防ぐ」というモデル的な取り組みとして評価します。</p> <p>○週 1 回の援助方針会議のほかに、随時開催できる個別ケース協議があり、緊急対応や対応に迷ったときに検討する仕組みがあります。諸課長や SV が参加し、事例により一時保護所の職員や保健師も加わります。事前に準備された資料に基づき検討され、その場で決定事項が確認された内容が、後日決裁が行われます。なお、その内容は援助方針会議で報告されます。この仕組みはケースへの適切な対応が担保されると同時に、福祉司等の安心にもつながる取り組みです。</p> <p>【今後の取組みに向けた課題】</p> <p>○援助方針会議で発言するのはケースの担当者と所長課長がほとんどでした。他の職員からも意見があるとより深い検討ができる場合もあるように感じます。職員が積極的に発言できるような工夫が必要かもしれません。</p>

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	A
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	A
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【優れている点】

- 一般的には里親や施設に「お任せ」になり、面接が少なくなる傾向が見られますが、港区児相では必ず福祉司と心理司がペアで担当となり面接等を積極的に行い、「お任せ」にしないという意識が職員間で醸成されています。ヒアリングした福祉司の担当ケースが 30 件程度、そのうち委託児童等は 5 人程度と持ちケースが少ないことも、「放置」になることを防いでいると思われれます。
- 担当福祉司と担当心理司が子どもたちのもとへ足しげく面会に行き、施設からの要請があればすぐに対応することを 4 年間続けてこられた結果、施設との関係は良好です。日常の何も無い時に子どもと接触が図れていることにより、元々は都の措置ケースも含め、子どもとの信頼関係が築かれ易く、仮に何か課題を示した際にも、対応しやすくなると考えます。
- 子どもの誕生日にはバースデーのお祝いハガキを送ることを福祉司が自発的に始めたのは、業務に自主的に取り組む姿勢として評価できます。また心理司も、PCIT、ライフストーリーワーク等、ケースに応じた治療的アプローチのマネジメント、直接的支援に時間を割くことができる体制になっています。
- 措置に向けた調整時や施設から一時保護した場合の施設職員とのやり取りに一時保護所職員も積極的に同席しているので、より具体的な支援について協議、見直しが行われています。

【今後の取組みに向けた課題】

- 首都圏全体の課題ではありますが、社会的養護施設の定員がいっぱい、子どもに合わせた施設を選べない状況です。現実には空きがあるかが優先事項となります。措置や委託等の人数が少ないこと、頻繁な訪問により児童福祉施設との連携が進んでいることで、調整等は比較的スムーズなようですが、管内に地域分散型児童養護施設の誘致や里親募集の推進等、社会的養護の受け皿(定員)を増やすための抜本的な改善の検討が必要かもしれません。
- 子どもとの頻回な接触を背景に措置先の職員とのやり取りも増え、支援方針も随時確認、共有出来ていると思われれます。しかし、施設が作成する自立支援計画の書面確認の必要性についての意識は、担当福祉司により差があると感じられます。書面で確認することで、児相内で定期的実施されているケースに係る情報共有時より客観性、正確性が増し、措置先との一体的支援が高次元で達成されたいと考えます。
- 各担当福祉司により入所先の調整が行われています。入所措置児童数自体は少なく、調整担当職員が手伝うとのことでした。しかし、随時必要な時に各担当福祉司が施設に連絡、調整するのではなく、例えば調整担当職員に窓口を一本化した方が、日ごろから施設に係る全体情報を一括で把握、管理し易く、効率的な面もあると

思われます。また、各担当福祉司の経験や負担感に左右されない一貫した施設への打診が可能となります。次年度から始まる一時保護の司法審査に係る業務量の増加等も考慮すると、児相業務全体の効率的な遂行のために児相内での役割分担を見直す際の検討箇所になるかもしれません。

○独立アドボケイトの活用は、検討の余地があるとのことでした。フォーマルアドボカシーである児相職員が丁寧に面会を重ねながら子どもの思いを聴取されていますが、関係ができているからこそ話せないこともあります。特に、里親委託児童にとっては、児童福祉審議会と合わせて、貴重な相談チャンネルとなります。希望した子どもだけではなく、拒否しなければ全ての子どもに活用を進めるなども検討されると良いかもしれません。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	A
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	A

第V部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取り組みに関する提案 等	
<p>【優れている点】</p> <p>○フォスタリング機関のスタッフ4人が港区児相に派遣されており、港区児相の里親担当職員と同じ島で机を並べているため連携はスムーズで、里親の開拓なども共同で行っています。また、里親への支援を担当福祉司だけでなく里親担当や心理司等を含めて対応するなど、構築体制も整っています。</p> <p>○委託里親には年間平均で60回、未委託里親にも定期的にサロンや研修についての案内、家庭状況の確認、養子縁組里親には候補児童照会等、平均で年間約30回の訪問や電話での支援を行っているのはかなり手厚い対応で、優れた取り組みです。</p> <p>○養子縁組後の家庭に対して児童福祉司が定期的な支援を行っています。また民間の養子縁組あっせん機関を利用して養子縁組した家庭への支援も行われており、手厚い取り組みと評価できます。</p> <p>○子どもを委託している里親に対して、児相は関係機関調整等ソーシャルワーク的な支援に携わり、フォスタリング機関は里親里子への支援を行うなど、日常的な支援の役割分担ができていました。</p> <p>【今後の取り組みに向けた課題】</p> <p>○里親での一時保護委託やショートステイ等、短期専門の養育里親の募集に力を入れてはいかがでしょうか。また、フォスタリング機関と協働し、各小学校区に一人里親がおり、里親に一時保護委託している子どもも原籍校に通学できるような体制の充実が必要と思われます。</p>	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <p>○港区は地域の特性として外国人の世帯が多くあり、日本語の文書の理解が難しい保護者に対しては、一時保護や措置の決定通知に加えて決定通知内容を英語に訳した書面を交付していました。また、日本語会話によりやりとりが難しい親との面接においては、タブレットによる通訳を介したり、通訳を手配して同席させたりしながら、児相の説明について理解を得て、保護者の意向を確認して話し合っていくための工夫がされていました。</p> <p>○心理職が親子相互交流療法(PCIT)や CARE(子どもとおとなの絆を深めるプログラム)等を行っており、委託等の分離中の親子だけではなく在宅の親子に親子関係改善のための支援プログラムを行うことで虐待の発生・再発の防止に寄与していました。</p> <p>【今後の取組みに向けた課題】</p> <p>○援助方針会議やケースヒアリングにおいて、児相が母子保健のサービスのプログラムを参考にしたり、利用を促すことが少ないことがうかがわれました。基礎自治体として、区の他の機関との連携をより進めることがより良い支援につながると考えます。</p>

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	S

第Ⅳ部 市区町村や関係機関との連携

- 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <p>○法改正により今年度から設置が進められているこども家庭センターは、港区では子ども家庭支援センターと保健所がその機能を発揮し、また子ども家庭支援センターは児相と同じフロアに設置されています。児相とこども家庭支援センターは、毎日 2 回のスクリーニング会議を開催し、新規ケースの対応をしているため、都道府県(児相)と市区町村の関係のような分断がありません。どちらが担当しても状態が変化すれば担当を交代しますし、場合によっては両方がかかわることもあります。一つのケースに多角的な情報を共有されており、互いの動きが見えるようになっています。</p> <p>○以前はあまり身近な存在でなかった児相が、区の広報や児相職員からの連絡が増えたことで学校や保育園等の理解が高まり、児相への相談や通告等の連絡がしやすくなったという声も多く、地域の身近な児相になっていることが伺えました。</p> <p>【今後の取組みに向けた課題】</p> <p>○子ども家庭支援センターとの情報共有は出来ていますが、個別ケースにおいては、児相の役割に対するやや過剰な期待からか、協働して担当するケースについては、児相が主担当でないと子ども家庭支援センターは動き難く、実質的に児相が直接的支援を担うことになるケースもあることがうかがえました。アンケートからも支援に係る役割分担については不明瞭な部分もあり課題に感じている職員はいるようです。今後、具体的な支援に係る役割等について整理が図られることが期待されます。</p> <p>○研修が充実しており、対象者も児相職員だけにとどまらず、各関係機関も参加対象となっています。特に今年度から設置が始まったこども家庭センター(港区では子ども家庭支援センターと保健所が連携してその機能を発揮する体制となっています)の機能や役割については、支援の流れで結び付く児相と子ども家庭支援センターの両機関で実務を通じた継続的な確認が必要であり、好事例を蓄積しなければなりません。今後も両機関の合同研修等により、SV 級の職員も含めた事例検討やグループワークで積極的に意見交流するような場面を多く設定し、両機関の具体的な支援に係る役割について理解が深まることが期待されます。</p> <p>○児相設置により、関係機関からは身近になった児相ではありますが、そのため児相に対して一時保護や指導的な動きを過度に期待されている面もあり、担当者も負担を感じながら粘り強い姿勢で調整に努めています。関係機関との連携協働場面では、引き続き SV によるサポートとともに、組織的にも児相の役割等についての説明、理解を促す継続的な取り組みは必要です。例えば、要保護児童対策地域協議会における実務者会議の後、そのまま構成メンバーで合同研修を実施するような働きかけも考えられます。</p>

○児相設置から一定の年数が過ぎましたので、今後は関係機関同士で互いの限界と効用についてより相互理解が深まり、子ども家庭支援センターを含む地域の関係機関の直接的な関与等、措置解除後の支援のレパートリーが増えていくことが期待されます。

○児童福祉審議会に里親認定、児童福祉法第 28 条や 33 条 5 項の一時保護 2 か月越えの家裁への申立てにかかわる意見聴取等を行っています。今後は、子どもや保護者の意向と児相の方針が相違する場合だけでなく、児相として対応に悩む場合等にも専門的な見地から意見聴取をするなどの児福審の活用をお勧めします。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	B
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	B
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	A